

勝浦町公告第1号

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月15日

勝浦町長 中田 丑五郎

1 一般競争入札に付する町有財産の概要

区分番号	29-1	29-2
財産名称	平成29年登録トヨタ新型ハイエースバンGL(走行距離4,235km)	ニッサンダットサン(可搬ポンプ積載消防車)平成5年9月登録【車検切れ】
初年度登録	平成29年度	平成5年度
総排気量	2.69リットル	1.99リットル
走行距離	4,235km	6,900km
予定価格	2,472,000円	10,000円
入札保証金	160,000円	1,000円

備考「予定価格」とは、あらかじめ町が定めた最低売却価格(消費税相当額を含む。)であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者。
または同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人または法人であること。
- ② 公告の日から入札参加申込書兼入札保証金返還請求書(以下「申込書」という。)提出期限までの間に、指名停止期間がないこと。
- ③ 個人または法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員、および同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第

147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者ではないこと。

- ⑤ 前記③及び④に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- ⑥ 日本語を完全に理解できる者。
- ⑦ 勝浦町が定める勝浦町インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「町ガイドライン」という。)及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- ⑧ 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- ⑨ 勝浦町職員ではない者。
- ⑩ 「3 入札参加申し込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3. 入札参加申し込みの方法

- ① 入札参加希望者は、平成30年1月15日午後1時から平成30年2月2日午後2時までに、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより勝浦町が定めた入札保証金を納付すること。
- ② 入札参加希望者は、上記①の仮申込みの手続きを完了した後、平成30年2月2日までに所定の申込書などにより勝浦町に参加を申し込むものとする。
 - ・ 申込書などを郵送する場合
 - ア 送付先 〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田
3番地
勝浦町企画総務課
 - イ 受付
普通郵便で平成30年2月2日消印有効
 - ・ 申込書などをお持ちいただく場合
 - ア 受付場所
勝浦町役場 企画総務課
 - イ 受付時間
役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。ただし、最終日の受付は午後2時までとする。)

なお、参加申込時に必要な書類などは以下のとおりとする。

入札参加申込書兼入札保証金返還請求書

※法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

- ③ 受付期間内に申込書などのすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。
 - ④ その他
 - ・ 申込書は、勝浦町のホームページからダウンロードする。
 - ・ 申込書などに要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - ・ 提出された申込書などは、返却しないものとする。
4. 契約条項を示す場所及び期間
- ① 場所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地
勝浦町役場企画総務課 電話 0885-42-2511
 - ② 期間 平成 30 年 1 月 15 日午後 1 時から平成 30 年 2 月 2 日午後 2 時まで